

米国及びカナダの Notice & Access ルールの概要

参考資料8

	米国	カナダ
根拠法令等	17 C.F.R. §240.14a-16	National Instrument 51-102, 54-101
決議事項による利用制限	Business Combination Transactions には適用がない(14a-16(m))。	なし
利用に際する定款の定め又は株主総会の決議の要否	不要	不要。ただし、初めて Notice & Access ルールに基づきアクセス通知による提供をする場合には、株主総会の日の 65 日前までに、アクセス通知による提供をする旨などを記載した通知を SEDAR に登録しなければならない(51-102 §9.1.1(1)(c), 54-101 §2.2(2)(i), 2.7.2, 2.7.8)。
アクセス通知の記載事項	①表題、②当該通知は投票用紙ではないこと、投票する前に株主総会資料にアクセスして閲覧することを推奨すること等の注意喚起文言、③ウェブサイトの URL アドレス、④株主総会資料の書面コピー又は電子コピーを請求する方法、⑤株主総会の日時及び場所、⑥議案及び勧誘者の推奨内容(推奨は賛否の結論のみ)、⑦ウェブサイトに掲載されている資料のリスト、⑧株主総会資料のコピーを請求するための無料の電話番号、Eメールアドレス及びウェブサイトの URL アドレス、⑨委任状用紙にアクセスするために必要な ID 番号等、⑩委任状用紙にアクセスする方法、⑪株主総会に出席し投票するための案内を得る方法に関する情報(14a-16(d)) ※上記以外の事項については、州法により要求される情報等の一定の例外を除き、アクセス通知に含めることはできない(14a-16(e))。	①株主総会の日時及び場所、②議案、③ウェブサイトの URL アドレス、④投票の前に Information Circular を読むべきことの注意喚起文言、⑤Information Circular 等の書面コピーを請求する方法、⑥フルセットデリバリー方式を使用する場合には当該方式で送付する株主の種類のリスト、⑦委任状提出期限前及び株主総会の日の前に書面コピーを受領するための書面請求権の行使期限予定日時、⑧委任状の提出方法、⑨議案に関する部分の Information Circular のセクション、⑩Notice & Access に関する情報を取得するための無料の電話番号 ※上記以外の事項については、アクセス通知に含めることはできない(51-102 §9.1.1(1)(a))。
アクセス通知への同封物	①株主総会資料の請求のための返信用はがき、②アクセス通知のみにより提供することとした理由、③株主総会資料にアクセスし議決権行使の代理権を授与する方法についての解説等に限る(14a-16(f))。 ※委任状用紙は同封不可(14a-16(f)(1))。ただし、アクセス通知の送付から 10 日以上経過した場合には、アクセス通知のコピーと共に送付することができる(14a-16(h)(1))。なお、代理権授与のための手段をアクセス通知送付時に提供しなければならないとされるが(14a-16(b)(4))、ウェブサイト上の資料にアクセスすることなしに代理権授与をすることができるような形であってはならない(14a-16(d)(10)参照)。	委任状用紙(51-102 §9.1.1(1)(b), §9.1.1(3)) ※Information Circular を同封する場合を除き、議案に関連した追加情報を同封することは禁止される(ただし、株主総会で承認予定の計算書類及びこれに関連する MD&A を除く。)(51-102 §9.1.1(2))。
アクセス通知の発送期限	株主総会の日の 40 日前まで(14a-16(a))	株主総会の日の 30 日前まで(51-102 §9.1.1(1)(b))
書面請求権	書面コピー又は電子コピーの請求が可能(14a-16(j))	書面コピーの請求が可能(51-102 §9.1.1(1)(f))
書面請求権の行使期限	株主総会の終了後 1 年が経過するまで(14a-16(j)(3))	Information Circular の登録後 1 年が経過するまで(51-102 §9.1.1(1)(f)(ii))
書面の発送期限	請求を受けてから 3 営業日以内(14a-16(j)(1))。ただし、株主総会の終了後に請求を受けた場合には 3 営業日以内であることを要しない(14a-16(j)(3))。	株主総会の日の前に請求を受けた場合には請求を受けてから 3 営業日以内、株主総会の日以後に請求を受けた場合には請求を受けてから 10 営業日以内(51-102 §9.1.1(1)(f))
ウェブサイト掲載資料	①Proxy Statement(14a-16(a)(1))、②Annual Report(14a-16(a)(1))、③アクセス通知で特定した資料(14a-16(b)(1), (d)(7))、④株主に送付された又は公開された追加勧誘資料(14a-16(b)(2))	①Information Circular、②委任状用紙、③アクセス通知、④株主に送付した株主総会に関する開示資料、⑤議案に関して公衆に開示した書面(51-102 §9.1.1(1)(d), 9.1.2)
ウェブサイトへの掲載期間	アクセス通知の送付時から株主総会の終了まで(14a-16(b)(1))	アクセス通知の発送日までに掲載を開始し、掲載を開始してから 1 年間(51-102 §9.1.1(1)(d))
フルセットデリバリー方式	①Proxy Statement、②Annual Report、及び③委任状用紙の全てを送付する場合に可能(14a-16(n))	①Information Circular、②委任状用紙、③株主総会で承認予定の計算書類及びこれに関連する MD&A を送付する場合に可能(51-102 §1.1(1), 54-101 §1.1)。ただし、フルセットデリバリー方式を用いる場合には、当該方式により情報を提供する株主の種類のリストをアクセス通知に記載しなければならない(51-102 §9.1.1(1)(a)(vi)(A))。